

**XVII 警察・司法及び消防**

<a href="#">1. 犯罪の認知及び検挙状況</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">2. 少年犯罪検挙（触法少年補導）状況</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">3. 第一当事者別交通事故発生件数及び死傷者数（人身事故のみ）</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">4. 第一当事者の年齢階級別交通事故発生件数（人身事故のみ）</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">5. 第一当事者による免許取得後の経過年数別交通事故発生件数（人身事故のみ）</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">6. 第一当事者の法令違反別交通事故発生件数（人身事故のみ）</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">7. 年齢別交通事故死傷者数</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">8. 民事・行政事件取扱件数</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	<a href="#">対象地域</a>
<a href="#">9. 刑事事件取扱人員</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">10. 家事事件取扱件数</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	<a href="#">対象地域</a>
<a href="#">11. 少年保護事件取扱人員</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
12. 消防施設等及び火災状況			
<a href="#">(1) 消防施設</a>	令和6年末	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">(2) 火災状況</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	
<a href="#">13. 救急活動状況</a>	令和6年	<a href="#">脚注・資料元</a>	

民事・行政事件及び刑事事件（第8表、第9表）の各市数値の対象地域について

第8表、第9表については各市（都）内地方裁判所及び簡易裁判所における取扱件数及び取扱人員数で、川崎市及び大阪市を除く各市の掲載数値については、市外の数値も含んでいる場合と一部市域を除いている場合があり、確定数である。その取扱いについては下記のとおりである。

札幌市	第8表と第9表の数値には、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村を含む。
仙台市	第8表と第9表の数値には、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、黒川郡及び宮城郡を含む。
さいたま市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、川口市、白岡市、久喜市、加須市、幸手市、北足立郡、南埼玉郡を、簡易裁判所については蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡を含む。
千葉市	第8表と第9表の数値には、習志野市、市原市、八千代市、市川市、船橋市及び浦安市を含む。
東京都区部	第8表と第9表の数値には、三宅村、御蔵島村、小笠原村、八丈支庁の所管区域、大島支庁の所管区域を含む。
横浜市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡を、簡易裁判所については鎌倉市を含む。
相模原市	第8表と第9表の数値には、座間市を含む。
新潟市	第8表と第9表の数値には、燕市のうち旧吉田町、五泉市、阿賀町、弥彦村を含む。
静岡市	第8表と第9表の数値には、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市（御前崎、白羽及び港）、榛原郡を含む。
浜松市	第8表と第9表の数値には、磐田市、袋井市、湖西市を含む。合議事件については、掛川市、御前崎市（御前崎、白羽及び港を除く。）菊川市、周智郡（森町）を含む。
名古屋市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、西春日井郡、愛知郡、海部郡を、簡易裁判所については、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、西春日井郡、愛知郡を含む。
京都市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市のうち旧美山町、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡を含み、簡易裁判所については、南丹市のうち旧美山町を含み、京都市南区及び西京区のうち、向日町簡易裁判所の管轄区域を除く。
堺市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市を、簡易裁判所については、高石市、大阪狭山市を含む。
神戸市	第8表と第9表の数値には、西区を除き、三木市、三田市を含む。
岡山市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡吉備中央町のうち旧御津郡加茂川町の区域、高梁市、真庭市のうち旧上房郡北房町の区域、加賀郡吉備中央町のうち旧上房郡賀陽町の区域、玉野市及び倉敷市のうち児島支所の所轄区域を、簡易裁判所については、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡吉備中央町のうち旧御津郡加茂川町の区域を含む。
広島市	地方裁判所については、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸郡、山県郡、三原市のうち旧大和町、安芸高田市のうち八千代町の所管区域を含む。簡易裁判所については、廿日市市、安芸郡、山県郡、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域を含む。
北九州市	第8表と第9表の数値には、中間市及び遠賀郡を含む。
福岡市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、宗像市、福津市、朝倉市及び朝倉郡を、簡易裁判所については筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡を含む。
熊本市	第8表と第9表の数値には、地方裁判所については、宇土市、宇城市、合志市、菊池市のうち旧泗水町、菊池郡、阿蘇郡のうち西原村、上天草市のうち大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島、下益城郡、上益城郡のうち御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（蘇陽総合支所の所管区域を除く）を、簡易裁判所については、宇土市（長浜町、上網田町、下網田町、戸口町、赤瀬町を除く）、宇城市（三角支所の所管区域を除く）、合志市、菊池市のうち旧泗水町、菊池郡、阿蘇郡のうち西原村をそれぞれ含む。

家事事件及び少年保護事件（第10表、第11表）の各市数値の対象地域について

第10表、第11表については市（都）内家庭裁判所（本庁）における取扱件数及び取扱人員数で、東京都区部、川崎市、大阪市及び神戸市を除く各市の掲載数値については、市外の数値も含んでいる場合と一部市域を除いている場合があり、確定数である。その扱いについては下記のとおりである。

札幌市	第10表と第11表の数値には、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村を含む。
仙台市	第10表の数値には、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、黒川郡及び宮城郡を含む。第11表の数値には、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、白石市、角田市、富谷市、亶理郡、黒川郡、宮城郡、柴田郡、伊具郡及び刈田郡を含む。
さいたま市	第10表の数値には、川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡を含む。また、第11表の数値には、川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、加須市、久喜市、幸手市、白岡市、春日部市、越谷市、吉川市、草加市、八潮市、三郷市、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡を含む。
千葉市	第10表には、習志野市、市原市及び八千代市を含む。第11表には、習志野市、市原市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市、白井市、印西市、佐倉市、四街道市、富里市、成田市、八街市、茂原市、いすみ市、勝浦市、栄町、酒々井町、長柄町、長南町、白子町、睦沢町、一宮町、大多喜町、御宿町及び長生村を含む。
横浜市	第10表と第11表の数値には、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡を含む。
相模原市	第10表と第11表の数値には、座間市を含む。
新潟市	第10表の数値には、燕市のうち旧吉田町、五泉市、阿賀町、弥彦村を含む。また、第11表の数値には、燕市、五泉市、三条市、加茂市、阿賀町、弥彦村、田上町を含む。
静岡市	第11表の数値には、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市（御前崎、白羽及び港）、榛原郡を含む。
浜松市	第10表の数値には、磐田市、袋井市、湖西市を含む。また、第11表の数値には、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、御前崎市（御前崎、白羽及び港を除く。）、菊川市及び周智郡を含む。
名古屋市	第10表の数値には、豊明市、北名古屋、清須市、西春日井郡、愛知郡、日進市、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、津島市、弥富市、あま市、愛西市、長久手市及び海部郡を含む。第11表の数値には、豊明市、北名古屋、清須市、西春日井郡、愛知郡、日進市、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、津島市、弥富市、あま市、愛西市、長久手市、海部郡、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡を含む。
京都市	第10表の数値には、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市のうち旧美山町、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡を含む。また、第11表の数値には、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、船井郡、亀岡市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡を含む。
堺市	第10表の数値には、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市を含む。また、第11表の数値には、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉北郡、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡を含む。
岡山市	第10表の数値には、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡、真庭市の一部（旧北房町）を含む。また、第11表の数値には、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡、真庭市の一部（旧北房町）、玉野市、倉敷市、総社市、都窪郡、笠岡市、井原市、小田郡、浅口市、浅口郡、新見市を含む。
広島市	第10表と第11表の数値には、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸郡、山県郡、三原市のうち旧大和町、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域を含む。
北九州市	第10表の数値には、中間市、遠賀郡を含む。第11表の数値には、中間市、豊前市、行橋市、遠賀郡、京都郡及び築上郡を含む。
福岡市	第10表と第11表の数値には、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、宗像市、福津市、那珂川市、糟屋郡、朝倉市及び朝倉郡を含む。
熊本市	第10表の数値には、宇土市、宇城市、合志市、菊池市のうち旧泗水町、菊池郡、阿蘇郡のうち西原村、上天草市のうち大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島、上益城郡のうち御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（蘇陽総合支所の所管区域を除く）、下益城郡を含む。第11表の数値には、宇土市、宇城市、合志市、菊池市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡、上天草市のうち大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島、荒尾市、玉名郡、玉名市、山鹿市、上益城郡、下益城郡を含む。



XVII 警察・司法及び消防

1. 犯罪の認知及び検挙状況

本表は、犯罪統計結果による各市（都）内警察署管内の数値である。  
 「認知件数」とは、認知署のいかんを問わず、各市（都）内警察署管内において発生した犯罪と思料される事件を認知した件数である。  
 「検挙件数」とは、検挙署のいかんを問わず、各市（都）内警察署管内発生事件を検挙処理した発生地主義による解決検挙件数で、各市（都）内警察署管内事件の解決件数を含む。  
 「検挙人員」とは、各市（都）内警察署管内において検挙した事件の被疑者をいい、併合罪の場合は最も重い罪又は主たる罪につき実人員を計上した。  
 「特別法令違反」は、各市（都）内警察署が検挙した件数及び人員である。  
 「刑法犯」及び「特別法令違反」には交通関係法令違反を含まない。

令和6年

都市	総数	刑法犯																							特別法令違反			
		総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯	知能犯					風俗犯			その他の 刑法犯	総数	軽犯罪	その他の 法令違反			
			総数	殺人	強盗	放火	不同意 性交等	総数	凶器準 備集合	暴行	傷害	脅迫		恐喝	総数	詐欺	横領	偽造	汚職	背任	総数					賭博	わいせつ	性的姿態 撮影等 処罰法
<b>検 挙 ( 解 決 ) 件 数</b>																												
札幌市	5 977	5 074	116	12	29	12	63	1 324	—	900	325	78	21	2 542	234	186	23	25	—	—	293	1	145	147	565	903	29	874
仙台市	2 831	2 480	77	7	12	6	52	439	—	247	164	22	6	1 249	238	204	18	16	—	—	204	1	127	76	273	351	15	336
さいたま市	3 979	3 300	66	8	20	6	32	548	—	240	235	60	13	1 820	231	206	10	15	—	—	214	—	130	84	421	679	107	572
千葉市	3 357	2 882	49	3	19	7	20	341	—	130	179	19	13	1 883	220	189	5	25	—	1	128	3	49	76	261	475	44	431
東京都区部	34 687	25 122	770	79	199	40	452	4 801	3	2 489	1 804	392	113	11 493	2 586	2 261	106	203	3	13	1 753	9	659	1 085	3 719	9 565	905	8 660
川崎市	3 568	2 960	56	4	15	12	25	377	—	202	160	12	3	1 812	225	199	6	19	—	1	180	1	99	80	310	608	61	547
横浜市	9 235	7 571	143	24	36	10	73	973	—	501	411	37	24	4 620	622	546	36	35	1	4	409	1	212	196	804	1 664	210	1 454
相模原市	2 079	1 742	16	5	3	—	8	153	—	63	76	12	2	1 242	106	92	7	7	—	—	60	—	30	30	165	337	48	289
新潟市	2 639	2 226	25	—	3	4	18	331	—	207	90	25	9	1 383	128	108	15	5	—	—	115	—	44	71	244	413	48	365
静岡市	1 989	1 685	32	8	6	1	17	408	—	256	123	20	9	873	88	76	7	3	—	2	100	—	58	42	184	304	47	257
浜松市	2 199	1 879	48	12	5	4	27	386	—	222	118	30	16	1 003	132	105	16	9	1	1	60	—	43	17	250	320	29	291
名古屋市	9 443	7 219	209	33	49	14	113	1 400	2	666	581	109	42	3 605	570	447	75	44	1	3	434	9	225	200	1 001	2 224	324	1 900
京都市	4 633	3 601	77	6	11	12	48	552	—	245	256	29	22	1 961	249	194	22	30	3	—	291	—	104	187	471	1 032	57	975
大阪市	13 243	10 594	357	63	115	40	139	1 727	2	535	1 022	111	57	5 209	776	647	59	66	2	2	765	6	444	315	1 760	2 649	84	2 565
堺市	2 151	1 774	39	9	10	2	18	263	—	82	152	23	6	1 011	101	78	12	11	—	—	128	—	73	55	232	377	22	355
神戸市	5 957	4 929	122	16	31	16	59	1 159	—	603	423	114	19	2 368	305	253	30	17	3	2	332	4	202	125	643	1 028	131	897
岡山市	2 074	1 712	29	2	2	3	22	312	—	159	126	20	7	931	109	84	12	11	1	1	80	4	36	40	251	362	36	326
広島市	3 719	3 151	70	8	15	8	39	463	—	236	186	34	7	1 960	164	130	14	15	—	5	163	—	94	69	331	568	90	478
北九州市	3 191	2 649	47	10	8	2	27	533	—	375	125	22	11	1 567	101	89	6	5	1	—	136	1	82	53	265	542	46	496
福岡市	5 355	4 488	75	10	14	2	49	825	—	602	163	37	23	2 620	241	210	15	12	4	—	215	5	104	106	512	867	92	775
熊本市	2 273	1 893	31	7	3	2	19	309	—	18	10	138	143	1 118	108	85	13	9	1	—	128	—	81	47	199	380	23	357

XVII 警察・司法及び消防

1. 犯罪の認知及び検挙状況

本表は、犯罪統計結果による各市（都）内警察署管内の数値である。  
 「認知件数」とは、認知署のいかんを問わず、各市（都）内警察署管内において発生した犯罪と史料される事件を認知した件数である。  
 「検挙件数」とは、検挙署のいかんを問わず、各市（都）内警察署管内発生事件を検挙処理した発生地主義による解決検挙件数で、各市（都）内警察署管内事件の解決件数を含む。  
 「検挙人員」とは、各市（都）内警察署管内において検挙した事件の被疑者をいい、併合罪の場合は最も重い罪又は主たる罪につき実人員を計上した。  
 「特別法令違反」は、各市（都）内警察署が検挙した件数及び人員である。  
 「刑法犯」及び「特別法令違反」には交通関係法令違反を含まない。

令和6年																												
都市	総数	刑法犯																							特別法令違反			
		総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯	知能犯					風俗犯			その他の 刑法犯	総数	軽犯罪	その他の 法令違反			
			総数	殺人	強盗	放火	不同意 性交等	総数	凶器準 備集合	暴行	傷害	脅迫		恐喝	総数	詐欺	横領	偽造	汚職	背任	総数					賭博	わいせつ	性的姿態 撮影等 処罰法
<b>検 挙 人 員</b>																												
札幌市	4 706	4 042	114	10	33	8	63	1 477	—	1 017	367	64	29	1 673	177	137	25	15	—	—	197	1	103	93	404	664	23	641
仙台市	1 866	1 600	72	8	16	5	43	430	—	224	172	25	9	616	170	137	19	13	—	1	126	8	80	38	186	266	13	253
さいたま市	2 578	2 110	67	8	28	5	26	477	—	215	209	45	8	929	154	134	12	7	—	1	165	2	95	68	318	468	102	366
千葉市	1 957	1 580	53	4	18	5	26	336	—	127	178	18	13	791	76	57	5	10	3	1	123	14	38	71	201	377	41	336
東京都部	25 905	18 471	815	80	295	32	408	5 035	12	2 340	2 200	349	134	6 811	1 395	1 168	90	116	3	18	1 405	57	549	799	3 010	7 434	885	6 549
川崎市	2 479	1 987	53	9	16	5	23	395	—	198	180	15	2	1 032	83	66	8	7	—	2	167	18	87	62	257	492	62	430
横浜市	6 198	4 843	136	22	48	10	56	1 029	—	476	498	27	28	2 460	291	219	34	32	—	6	325	15	151	159	602	1 355	216	1 139
相模原市	1 183	900	16	5	6	—	5	158	—	52	93	11	2	503	58	47	5	6	—	—	56	—	30	26	109	283	47	236
新潟市	1 504	1 192	22	—	2	4	16	347	—	218	98	17	14	539	78	60	10	8	—	—	55	—	25	30	151	312	45	267
静岡市	1 459	1 213	30	6	9	1	14	429	—	273	129	21	6	485	69	55	7	6	—	1	78	—	52	26	122	246	44	202
浜松市	1 493	1 239	42	11	6	3	22	393	—	237	124	20	12	536	71	53	14	3	1	—	50	—	37	13	147	254	29	225
名古屋	7 523	5 835	219	30	68	11	110	1 471	4	619	695	105	48	2 520	413	290	73	45	2	3	367	32	182	153	845	1 688	321	1 367
京都市	3 379	2 635	87	6	19	11	51	565	—	212	303	23	27	1 211	175	121	20	30	3	1	198	9	86	103	399	744	55	689
大阪市	10 304	7 876	378	70	153	30	125	1 825	2	485	1 152	108	78	3 026	474	363	58	47	4	2	678	63	371	244	1 495	2 428	83	2 345
堺市	1 676	1 347	48	10	19	1	18	291	—	76	184	20	11	649	72	47	14	10	1	—	111	2	61	48	176	329	27	302
神戸市	4 693	3 838	132	16	38	12	66	1 242	—	617	477	120	28	1 452	203	149	28	14	1	11	266	16	164	85	543	855	140	715
岡山市	1 579	1 240	32	2	4	3	23	307	—	152	124	21	10	539	100	69	12	17	1	1	76	18	27	31	186	339	40	299
広島市	2 545	2 064	71	7	24	6	34	472	—	229	207	26	10	1 046	106	80	17	7	—	2	118	—	70	48	251	481	84	397
北九州市	2 424	1 957	43	7	13	2	21	583	—	400	153	19	11	967	73	63	7	3	—	—	89	3	55	31	202	467	51	416
福岡市	3 933	3 222	89	11	33	2	43	937	—	688	196	34	19	1 443	140	110	13	12	4	1	198	51	71	76	415	711	86	625
熊本市	1 527	1 312	38	4	11	3	20	312	—	15	18	138	141	671	74	54	9	9	1	1	83	—	53	30	134	215	20	195

XVII 警察・司法及び消防

1. 犯罪の認知及び検挙状況

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	
仙台市	道府県警察本部	知能犯の「汚職」は、職権濫用を含む。風俗犯の「わいせつ」は、面会要求等の件数を含む。
さいたま市	道府県警察本部	刑法犯の「認知件数」及び「検挙（解決）件数」は発生地計上方式を採り、蓮田市分及び発生地不明分を除く。「検挙人員」及び特別法令違反の「検挙（解決）件数」は検挙地計上方式を採り、蓮田市分を含む。
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	
新潟市	道府県警察本部	「認知件数」、「検挙（解決）件数」及び「検挙人員」は、聖籠町の一部、弥彦村を含む。
静岡市	道府県警察本部	
浜松市	道府県警察本部	
名古屋市	道府県警察本部	名古屋市を管轄する警察署には尾張旭市を含む。
京都市	道府県警察本部	「認知件数」、「検挙（解決）件数」は市内で発生した数値である。特別法令違反の計上数については、京都市内に所在する警察署が検挙した件数及び人員である。
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	「検挙人員」は大阪狭山市を含む。
神戸市	道府県警察本部	
岡山市	道府県警察本部	「検挙人員」については、検挙地主義によるものとし、旧瀬戸町分を除き、一部市外警察署（岡山北署）管内を含む。風俗犯の「わいせつ」には、「面会要求等罪」を含む。
広島市	道府県警察本部	刑法犯については、一部市外を管轄する警察署（広島東署・海田署）管内を含む。
北九州市	道府県警察本部	「認知件数」及び「検挙（解決）件数」は、中間市及び遠賀郡を含む。
福岡市	道府県警察本部	
熊本市	道府県警察本部	一部市外を管轄する警察署管内を含む（合志市、熊本空港及び同空港に隣接する諸施設並びに国土交通大臣の管理地）。「検挙件数」及び「検挙人員」は検挙地主義による。

XVII 警察・司法及び消防

2. 少年犯罪検挙（触法少年補導）状況

本表は、犯罪統計結果による各市（都）内警察署管内における刑法犯少年（14歳以上）の検挙人員である。下段の触法少年（14歳未満）補導人員は外数である。併合罪の場合は最も重い罪又は主たる罪につき実人員を計上した。刑法犯以外の法令違反は除く。また検挙地主義による。

令和6年

都市	総数	凶悪犯				粗暴犯					窃盗犯	知能犯			風俗犯		その他の刑法犯		
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝		詐欺	横領	偽造	賭博	わいせつ	性的姿態撮影等処罰法	占有離脱物横領	その他
<b>刑 法 犯 少 年 （ 1 4 歳 以 上 ） 検 挙 人 員</b>																			
札幌市	484	2	14	—	7	—	32	51	3	3	246	9	—	1	—	11	12	66	27
仙台市	122	2	4	—	2	—	—	9	—	2	57	12	—	—	—	8	5	6	15
さいたま市	219	—	7	—	1	—	7	17	2	5	114	11	—	—	—	8	11	14	22
千葉市	193	—	3	—	3	—	8	15	1	10	98	3	—	1	—	8	11	18	14
東京都区部	2 705	4	88	4	11	1	91	201	20	39	1 395	161	2	11	—	49	120	293	215
川崎市	219	—	6	—	2	—	7	26	—	—	116	9	—	2	—	4	8	25	14
横浜市	583	1	11	1	6	—	13	62	3	11	292	16	1	1	—	18	28	55	64
相模原市	129	1	2	—	—	—	2	10	1	2	70	14	—	—	—	4	3	13	7
新潟市	115	—	—	—	—	—	2	3	3	7	47	5	—	1	—	4	5	20	18
静岡市	76	—	4	—	2	—	9	5	2	1	26	7	—	—	—	4	4	6	6
浜松市	108	—	3	—	1	—	2	7	3	1	59	7	—	1	—	2	3	5	14
名古屋市	643	4	19	—	13	3	32	96	3	9	294	22	—	1	—	22	16	65	44
京都市	450	—	3	—	10	—	17	65	—	9	237	7	1	1	—	14	12	34	40
大阪市	775	5	28	—	10	—	14	76	6	8	399	23	—	5	—	18	24	100	59
堺市	196	1	7	—	1	—	10	22	3	2	101	5	—	3	—	8	6	11	16
神戸市	393	1	3	—	12	—	25	16	12	9	191	5	—	1	—	12	16	36	54
岡山市	199	—	1	1	2	—	12	16	6	1	113	2	—	—	2	3	5	22	13
広島市	243	—	4	2	4	—	11	41	5	2	137	5	—	—	—	2	2	14	14
北九州市	266	—	8	—	2	—	12	33	2	6	133	2	—	1	—	5	4	22	36
福岡市	313	2	10	—	4	—	15	24	2	4	155	7	—	—	—	6	9	48	27
熊本市	155	—	4	—	3	—	8	12	1	9	79	5	—	—	—	7	3	4	20
<b>触 法 少 年 （ 1 4 歳 未 満 ） 補 導 人 員</b>																			
札幌市	176	—	—	—	—	—	18	10	1	1	110	1	—	—	—	6	—	7	22
仙台市	19	—	—	—	—	—	3	5	—	—	6	—	—	—	—	2	—	—	3
さいたま市	27	—	—	—	—	—	1	7	—	3	10	—	—	—	—	1	—	2	3
千葉市	15	—	—	1	—	—	2	—	—	—	7	—	—	—	—	3	—	1	1
東京都区部	1 396	—	1	5	5	—	163	77	14	22	794	10	1	—	—	30	19	47	208
川崎市	21	—	—	—	—	—	3	—	—	—	13	—	—	—	—	1	—	1	3
横浜市	37	—	—	—	—	—	1	4	2	—	18	—	—	—	—	3	1	5	3
相模原市	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	2
新潟市	23	—	—	—	—	—	2	3	—	—	16	—	—	—	—	1	—	—	1
静岡市	29	—	—	—	—	—	4	3	—	—	16	—	—	—	—	2	—	—	4
浜松市	23	—	—	—	—	—	3	2	1	—	15	—	—	—	—	—	—	—	2
名古屋市	139	—	—	—	2	—	11	21	—	—	68	—	—	—	—	3	—	13	21
京都市	196	—	1	2	1	—	30	11	—	—	112	—	—	—	—	5	1	4	29
大阪市	243	—	1	2	5	—	18	32	5	—	110	—	—	—	—	5	—	10	55
堺市	140	—	—	3	—	—	8	11	1	4	84	—	—	—	—	4	3	5	17
神戸市	171	—	—	—	—	—	34	10	4	—	82	1	—	—	—	7	3	5	25
岡山市	64	—	—	—	1	—	16	10	—	1	29	1	—	—	—	1	—	1	4
広島市	186	—	—	—	1	—	22	24	4	1	96	1	—	—	—	4	—	11	22
北九州市	87	—	—	—	—	—	16	11	2	—	43	1	—	—	—	2	1	5	6
福岡市	86	—	—	1	1	—	14	4	—	2	46	2	—	—	—	2	—	5	9
熊本市	73	—	—	—	—	—	2	4	—	—	41	—	—	—	—	3	—	4	19

XVII 警察・司法及び消防

2. 少年犯罪検挙（触法少年補導）状況

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	
仙台市	道府県警察本部	
さいたま市	道府県警察本部	蓮田市分を含む。
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	
新潟市	道府県警察本部	「検挙人員」，「補導人員」は，聖籠町の一部，弥彦村を含む。
静岡市	道府県警察本部	
浜松市	道府県警察本部	
名古屋市	道府県警察本部	名古屋市を管轄する警察署には尾張旭市を含む。
京都市	道府県警察本部	
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	「検挙人員」，「補導人員」は大阪狭山市を含む。
神戸市	道府県警察本部	「偽造」は「その他」と読み替える。令和7年2月時点の暫定値である。
岡山市	道府県警察本部	旧瀬戸町分を除き，一部市外（岡山北警察署管内）を含む。
広島市	道府県警察本部	一部市外を管轄する警察署（広島東署・海田署）管内を含む。
北九州市	道府県警察本部	
福岡市	道府県警察本部	
熊本市	道府県警察本部	一部市外を管轄する警察署管内を含む（合志市，熊本空港及び同空港に隣接する諸施設並びに国土交通大臣の管理地）。

XVII 警察・司法及び消防

3. 第一当事者別交通事故発生件数及び死傷者数（人身事故のみ）

本表は、各市（都）内警察署管内における道路交通法の「道路上」での法規違反による事故数を集計したものであり、「第一当事者」とは過失の最も重い者又は過失が同程度の場合にあっては、被害の程度が最も軽い者をいう。また高速道路上での事故を除く。

令和6年

都市	総数	車両																				歩行者	不明 その他			
		総数	乗用自動車						貨物自動車					二輪車				特定 小型 原付	特殊車	路面電車	列車			軽車両		(再掲) 無免許
			大型 (バス)	中型 (マイクロバス)	準中型	普通	軽	ミニカー	大型	中型	準中型	普通	軽	自動二輪			一種原付									
														小型二輪	軽二輪	二種原付								自転車	その他	
		<b>件</b>														<b>数</b>										
札幌市	4 419	4 345	25	2	1	2 671	914	—	45	69	42	257	218	4	1	1	8	—	16	1	—	70	—	25	14	60
仙台市	1 885	1 872	5	2	—	1 099	458	—	19	12	26	77	110	3	5	7	25	1	1	—	22	—	6	—	13	
さいたま市	2 563	2 449	5	2	1	1 260	507	2	47	45	79	129	192	4	10	33	47	—	1	—	85	—	10	4	110	
千葉市	2 204	2 106	16	3	—	1 132	502	—	37	25	48	95	144	4	6	8	27	—	7	—	52	—	11	2	96	
東京都港区	21 025	20 564	126	26	8	7 673	1 003	65	233	205	671	1 135	1 668	177	294	649	636	182	17	1	5 773	21	106	150	311	
川崎市	2 894	2 798	28	3	—	1 278	262	3	55	46	98	170	265	25	29	95	112	1	2	—	324	2	23	10	86	
横浜市	7 263	7 015	43	10	2	3 634	873	7	113	96	216	379	592	38	106	222	299	3	11	—	371	—	60	49	199	
相模原市	1 859	1 808	5	1	—	819	401	—	37	23	55	90	149	17	17	22	57	—	—	—	115	—	13	2	49	
新潟市	1 191	1 186	5	—	—	599	415	—	7	9	11	34	63	2	5	2	4	—	1	—	29	—	9	2	3	
静岡市	3 296	3 270	5	2	1	1 439	936	—	42	27	64	161	238	11	16	27	107	1	—	—	193	—	2	6	20	
浜松市	4 795	4 767	9	6	—	2 179	1 570	1	51	60	82	197	328	16	14	28	62	2	—	—	162	—	8	2	26	
名古屋	8 574	8 379	39	7	1	4 699	1 509	2	108	106	158	516	473	21	23	39	111	7	8	—	551	1	35	38	157	
京都市	2 259	2 201	60	5	—	976	419	2	14	24	66	89	199	13	20	60	90	2	4	—	158	—	12	20	38	
大阪市	7 688	7 559	27	13	1	3 684	1 040	13	121	117	223	508	814	22	43	103	151	35	10	1	632	1	54	16	113	
堺市	2 477	2 448	7	3	2	1 077	648	1	42	39	51	124	239	6	14	39	74	—	1	—	81	—	15	3	26	
神戸市	4 286	4 133	30	6	—	2 019	778	5	114	68	107	187	296	33	38	69	123	2	2	—	256	—	15	23	130	
岡山市	2 280	2 253	3	1	—	1 017	709	—	45	25	40	75	162	6	10	19	18	—	—	—	123	—	13	11	16	
広島市	1 930	1 901	13	1	1	917	539	—	21	24	33	59	136	7	17	31	42	—	—	—	60	—	6	4	25	
北九州市	3 520	3 478	3	4	—	1 661	1 231	3	50	27	66	98	261	8	8	11	25	—	1	—	20	1	12	4	38	
福岡市	5 446	5 407	21	2	—	2 931	1 316	5	47	46	82	213	379	21	30	52	127	2	2	—	129	2	19	1	38	
熊本	1 491	1 470	7	—	—	681	500	—	7	11	22	47	110	5	6	7	27	2	—	2	36	—	1	—	21	
		<b>死</b>														<b>者</b>										
札幌市	18	18	1	—	—	12	3	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仙台市	16	16	—	—	—	7	2	—	3	1	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さいたま市	16	16	—	—	—	5	3	—	1	2	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	2	—	1	—	—	
千葉市	14	9	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	3	—	1	5	—	
東京都港区	93	77	—	—	—	20	5	—	8	2	3	3	7	6	8	6	—	—	1	—	8	—	3	16	—	
川崎市	12	10	—	—	—	2	2	—	2	1	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	2	—	
横浜市	40	31	—	—	—	9	—	—	5	—	2	3	3	—	3	2	2	—	1	—	1	—	—	9	—	
相模原市	10	10	—	—	—	2	1	—	2	—	1	—	2	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	
新潟市	12	11	—	—	—	2	3	—	—	—	—	—	1	1	1	—	2	—	1	—	—	—	—	1	—	
静岡市	19	18	—	—	—	7	3	—	1	—	—	—	1	1	—	—	2	—	—	—	3	—	—	1	—	
浜松市	13	13	—	—	—	3	2	—	1	2	—	—	4	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
名古屋	35	31	—	1	—	12	6	—	2	1	—	2	1	—	1	—	1	—	—	—	4	—	1	4	—	
京都市	21	20	—	—	—	6	3	—	—	1	1	3	—	1	1	4	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
大阪市	43	35	—	—	—	12	5	—	5	—	—	2	—	2	—	—	1	—	—	—	8	—	—	8	—	
堺市	16	14	—	—	—	4	2	—	4	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	2	—	
神戸市	24	21	—	—	—	5	4	—	3	2	1	—	—	1	3	—	1	—	—	—	1	—	—	3	—	
岡山市	20	13	—	—	—	2	4	—	—	—	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	3	—	1	7	—	
広島市	19	17	—	1	—	6	1	—	3	1	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	2	—	
北九州市	17	17	—	—	—	7	6	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
福岡市	15	15	—	—	—	5	6	—	—	1	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
熊本	18	18	1	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	



XVII 警察・司法及び消防

3. 第一当事者別交通事故発生件数及び死傷者数（人身事故のみ）

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
仙台市	道府県警察本部	
さいたま市	道府県警察本部	死傷者数は、発生件数に対する被害死傷者数を示す。「(再掲)無免許」には停止中、期限切れを含む。
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	死傷者数は、発生件数に対する被害死傷者数を示す。高速道路上の事故を含む。
横浜市	道府県警察本部	死傷者数は、発生件数に対する被害死傷者数を示す。
相模原市	道府県警察本部	死傷者数は、発生件数に対する被害死傷者数を示す。「(再掲)無免許」には停止中、期限切れを含む。無免許の死者数、負傷者数は無免許運転事故による死傷者数である。
新潟市	道府県警察本部	市域内における数値である。自動車専用道路上の事故を除く。「(再掲)無免許」には、免停、期限切れ及び条件違反を含む。
静岡市	道府県警察本部	「(再掲)無免許」には、免停中、期限切れ及び条件違反を含む。無免許の死者数、負傷者数は無免許運転事故から生じた死傷者数である。
浜松市	道府県警察本部	「(再掲)無免許」には、免停中、期限切れ及び条件違反を含む。無免許の死者数、負傷者数は無免許運転事故から生じた死傷者数である。
名古屋市	道府県警察本部	市域内における数値である。死傷者数は、発生件数に対する被害死傷者数を示す。「(再掲)無免許」には免停中、免許外及び免許切れを含む。高速道路上の事故を含む。
京都市	道府県警察本部	市域内における数値である。
大阪市	道府県警察本部	「一種原付」は、「特定小型原付」を除く。
堺市	道府県警察本部	「(再掲)無免許」は無免許停止中を含む
神戸市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
岡山市	道府県警察本部	「(再掲)無免許」には、停止中、失効及び条件違反を含む。無免許の死者数、負傷者数は無免許運転事故による死傷者数である。死者数、負傷者数は、死者、負傷者自身の状態別の数値である。
広島市	道府県警察本部	市域内における数値である。「(再掲)無免許」には、免停中、期限切れ及び条件違反を含み、死傷者数は無免許運転事故から生じた死傷者数である。高速道路とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路をいう。
北九州市	総務市民局、県警察本部	
福岡市	道府県警察本部	「(再掲)無免許」には免許停止中、期限切れ等を含む。
熊本市	道府県警察本部	市域内における数値である。「(再掲)無免許」については、免停中及び期限切れを含む。

XVII 警察・司法及び消防

4. 第一当事者の年齢階級別交通事故発生件数（人身事故のみ）

本表は、各市（都）内警察署管内における道路交通法の「道路上」での法規違反による事故数を集計したものであり、「第一当事者」とは過失の最も重い者又は過失が同程度の場合にあっては、被害の程度が最も軽い者をいう。また高速道路上での事故を除く。

令和6年

都市	総数	16歳未満	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上		不明	
										65～74歳	75歳以上		
札幌市	4 419	17	94	378	340	551	723	799	327	1 130	736	394	60
仙台市	1 885	5	41	185	155	239	299	340	128	480	285	195	13
さいたま市	2 563	20	49	174	164	344	409	525	184	584	302	282	110
千葉市	2 204	9	41	195	147	271	362	417	151	515	278	237	96
東京都区部	21 025	531	648	1 504	1 594	2 617	3 240	4 192	1 687	4 701	2 592	2 109	311
川崎市	2 894	32	109	212	218	364	478	576	236	583	346	237	86
横浜市	7 263	70	218	543	469	878	1 165	1 481	637	1 603	931	672	199
相模原市	1 859	14	66	164	130	218	301	367	132	418	232	186	49
新潟市	1 191	4	32	141	90	138	185	180	89	329	160	169	3
静岡市	3 296	37	97	278	289	386	475	584	261	869	449	420	20
浜松市	4 795	37	196	484	420	591	761	823	321	1 136	597	539	26
名古屋市	8 574	84	290	839	818	1 211	1 405	1 561	653	1 556	879	677	157
京都市	2 259	32	73	194	151	268	316	454	180	553	327	226	38
大阪市	7 688	38	191	735	753	1 151	1 191	1 560	582	1 374	857	517	113
堺市	2 477	16	79	227	185	335	408	508	177	516	326	190	26
神戸市	4 286	47	118	367	317	500	676	822	358	951	547	404	130
岡山市	2 280	33	78	262	206	308	324	356	133	564	295	269	16
広島市	1 930	8	56	174	145	253	296	344	129	500	267	233	25
北九州市	3 520	6	110	335	329	422	524	565	249	942	549	393	38
福岡市	5 446	12	156	514	519	834	855	942	406	1 170	788	382	38
熊本市	1 491	7	50	178	115	210	216	245	106	343	193	150	21

XVII 警察・司法及び消防

4. 第一当事者の年齢階級別交通事故発生件数（人身事故のみ）

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
仙台市	道府県警察本部	
さいたま市	道府県警察本部	
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	
新潟市	道府県警察本部	市域内における数値である。自動車専用道路上の事故を除く。
静岡市	道府県警察本部	
浜松市	道府県警察本部	
名古屋市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
京都市	道府県警察本部	市域内における数値である。
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	
神戸市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
岡山市	道府県警察本部	
広島市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路をいう。
北九州市	道府県警察本部	
福岡市	道府県警察本部	
熊本市	道府県警察本部	市域内における数値である。

**XVII 警察・司法及び消防**

5. 第一当事者による免許取得後の経過年数別交通事故発生件数（人身事故のみ）

本表は、各市（都）内警察署管内における道路交通法の「道路上」での法規違反による事故数を集計したものであり、「第一当事者」とは過失の最も重い者又は過失が同程度の場合にあっては、被害の程度が最も軽い者をいう。また高速道路上での事故を除く。原付以上（特定小型原付、路面電車、列車、軽車両、歩行者及びその他・不明を除く）の数値である。

令和6年

都市	総数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	無免許	不明
札幌市	4 274	139	118	123	215	367	3 291	21	—
仙台市	1 862	53	50	45	92	181	1 423	5	13
さいたま市	2 364	50	58	48	97	197	1 904	10	—
千葉市	2 204	53	58	61	91	190	1 591	10	150
東京都区部	14 586	447	443	422	713	1 312	11 134	96	19
川崎市	2 471	103	82	75	121	243	1 832	15	—
横浜市	6 641	240	211	212	322	627	4 977	52	—
相模原市	1 693	52	59	50	82	173	1 267	10	—
新潟市	1 160	34	42	33	59	118	862	9	3
静岡市	3 077	87	88	87	145	329	2 339	2	—
浜松市	4 605	170	140	137	260	521	3 369	8	—
名古屋	7 820	246	275	234	459	775	5 804	27	—
京都市	2 041	61	70	63	91	158	1 586	12	—
大阪市	6 890	230	249	246	418	798	4 901	48	—
堺市	2 367	66	66	73	120	237	1 793	12	—
神戸市	3 875	92	105	106	187	318	3 052	15	—
岡山市	2 130	57	71	76	123	213	1 581	9	—
広島市	1 841	59	54	48	108	170	1 397	5	—
北九州市	3 457	125	142	110	183	387	2 500	10	—
福岡市	5 274	235	207	179	312	675	3 648	18	—
熊本市	1 432	45	47	47	87	130	1 075	1	—

XVII 警察・司法及び消防

5. 第一当事者による免許取得後の経過年数別交通事故発生件数（人身事故のみ）

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
仙台市	道府県警察本部	運転資格における停止期間及び6か月以内の期限切れは経過年数に含まれる。運転免許の取消し等により新たに同一免許を取得した場合は、新たに免許を取得した日を起点とする。
さいたま市	道府県警察本部	「無免許」には、停止中、期限切れは除く。
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	「無免許」には、停止中、期限切れは除く。
新潟市	道府県警察本部	市域内における数値である。自動車専用道路上の事故を除く。運転資格における停止期間及び期限切れは経過年数に含まれる。
静岡市	道府県警察本部	軽車両、歩行者及びその他・不明を含む。
浜松市	道府県警察本部	
名古屋市	道府県警察本部	市域内における数値である。「無免許」には免許外を含み、免停中、免許切れは除く。高速道路上の事故を含む。
京都市	道府県警察本部	市域内における数値である。
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	「無免許」は免許停止中を含まない
神戸市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
岡山市	道府県警察本部	「無免許」には、停止中、6か月以内の期限切れは除く。
広島市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路をいう。
北九州市	道府県警察本部	
福岡市	道府県警察本部	「無免許」は「停止中」、「6か月以内の期限切れ失効」を除く。
熊本市	道府県警察本部	市域内における数値である。運転資格における停止期間及び期限切れは経過年数に含まれる。

XVII 警察・司法及び消防

6. 第一当事者の法令違反別交通事故発生件数（人身事故のみ）

本表は、各市（都）内警察署管内における道路交通法の「道路上」での法規違反による事故数を集計したものであり、「第一当事者」とは過失の最も重い者又は過失が同程度の場合にあっては、被害の程度が最も軽い者をいう。また高速道路上での事故を除く。

原付以上（特定小型原付、路面電車、列車、軽車両、歩行者及びその他・不明を除く）の数値である。

令和6年

都市	総数	信号無視	通行区分違反	最高速度違反	横断・転回等	車間距離不保持	追越し違反	踏切不停止	右折違反	左折違反	優先通行妨害	交差点安全進行義務違反	歩行者妨害等	徐行違反	一時不停止	整備不良	酒酔い運転	過労等	安全運転義務違反						その他の違反	不明
																			運転操作	漫然運転	脇見運転	動静不注視	安全不確認	その他		
札幌市	4 274	280	85	4	110	6	13	—	21	13	340	116	246	11	457	—	6	11	522	230	387	357	906	55	98	—
仙台市	1 862	56	1	1	2	4	1	—	1	1	3	24	29	3	36	—	1	3	144	131	274	253	836	16	29	13
さいたま市	2 364	63	5	1	—	3	1	—	6	3	34	119	89	23	126	—	2	4	118	162	230	224	1 068	39	43	1
千葉市	2 054	83	2	—	—	4	—	—	2	1	14	31	35	11	20	—	15	6	117	97	226	297	1 032	36	22	3
東京都	14 586	436	19	12	30	49	20	1	15	11	134	2 351	537	33	345	3	11	47	1 263	767	1 358	1 077	5 262	373	395	37
川崎市	2 471	70	20	6	15	9	11	—	7	22	99	588	201	16	29	2	1	2	163	106	218	267	537	28	54	—
横浜市	6 641	234	52	1	46	19	12	—	11	34	336	1 485	660	26	123	1	2	2	433	281	536	648	1 507	79	113	—
相模原市	1 693	46	8	—	3	—	4	—	1	6	77	504	133	5	49	—	—	—	108	76	134	180	334	13	12	—
新潟市	1 160	76	8	2	6	1	3	—	3	5	62	74	114	1	140	—	—	—	72	115	133	130	186	16	10	3
静岡市	3 077	108	3	—	—	—	—	—	3	5	41	277	118	19	201	—	2	1	186	234	339	391	1 073	45	31	—
浜松市	4 767	288	6	—	—	1	3	1	4	3	123	436	112	21	464	—	2	—	335	378	522	725	1 258	50	35	—
名古屋	7 820	237	13	6	7	8	6	—	19	11	162	301	289	13	312	—	1	—	392	972	970	420	3 392	104	185	—
京都市	2 041	84	31	8	71	5	66	—	103	154	161	49	232	14	225	—	1	4	98	71	186	96	171	37	174	—
大阪市	6 890	215	12	3	8	8	4	—	14	13	8	222	97	113	191	—	1	4	436	225	630	807	3 589	94	193	3
大塚市	2 367	85	5	1	2	6	3	—	2	7	2	94	23	22	78	—	—	1	145	80	241	265	1 246	21	37	1
神戸市	3 875	118	96	36	278	127	33	—	57	143	300	164	299	88	300	—	1	4	98	590	488	21	229	61	344	—
岡山市	2 130	89	7	2	2	2	3	—	8	1	5	257	84	9	105	—	1	5	101	286	293	150	611	31	78	—
広島市	1 841	82	8	2	43	3	1	—	11	3	102	186	106	9	31	—	2	13	128	170	242	108	506	67	18	—
北九州市	3 457	100	4	—	2	2	—	—	—	8	65	66	96	16	41	—	3	4	312	248	507	181	1 761	23	14	4
福岡市	5 446	113	8	—	—	8	3	—	6	36	63	150	118	26	77	—	—	8	398	283	570	294	3 191	36	20	38
熊本市	1 432	41	9	1	2	4	2	—	2	3	35	139	42	15	48	—	1	5	86	106	171	219	440	28	29	4

XVII 警察・司法及び消防

6. 第一当事者の法令違反別交通事故発生件数（人身事故のみ）

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
仙台市	道府県警察本部	「運転操作」は、ハンドル・ブレーキ操作不適を表す。
さいたま市	道府県警察本部	「運転操作」は、ハンドル・ブレーキ操作不適を表す。「漫然運転」は「前方不注意(内在的)」、「脇見運転」は「前方不注意(外在的)」と読み替える。
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	「運転操作」は、ハンドル・ブレーキ操作不適を表す。「漫然運転」は「前方不注意(内在的)」、「脇見運転」は「前方不注意(外在的)」と読み替える。
新潟市	道府県警察本部	市域内における数値である。自動車専用道路上の事故を除く。
静岡市	道府県警察本部	「運転操作」はハンドル・ブレーキ操作不適、「漫然運転」は「前方不注意(内在的)」、「脇見運転」は「前方不注意(外在的)」を表す。
浜松市	道府県警察本部	軽車両を含む。「運転操作」はハンドル・ブレーキ操作不適、「漫然運転」は「前方不注意(内在的)」、「脇見運転」は「前方不注意(外在的)」を表す。
名古屋市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
京都市	道府県警察本部	市域内における数値である。「運転操作」は「ハンドル・ブレーキ操作不適」、「漫然運転」は「前方不注意(内在的)」、「脇見運転」は「前方不注意(外在的)」と読み替える。
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	
神戸市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
岡山市	道府県警察本部	
広島市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路をいう。
北九州市	道府県警察本部	「その他の違反」には、「通行禁止違反」及び「横断自転車妨害等」を含む。
福岡市	道府県警察本部	軽車両、歩行者及びその他・不明を含む。
熊本市	道府県警察本部	市域内における数値である。

XVII 警察・司法及び消防

7. 年齢別交通事故死傷者数

本表は各市（都）内の警察署管内における道路交通法上の「道路上」での法規違反による事故死傷者数を集計したものである。また高速道路上での事故を除く。

令和6年

都市	総数		6歳未満		6～12歳		13～15歳		16～19歳		20～39歳		40～59歳		60歳以上		うち65歳以上	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
札幌市	18	5 179	—	43	1	119	—	69	—	201	—	1 806	3	2 060	14	881	13	582
仙台市	16	2 216	—	21	—	67	—	48	1	106	5	796	2	835	8	343	7	221
さいたま市	16	2 903	—	24	—	127	—	72	—	142	6	925	2	1 054	8	559	8	391
千葉市	14	2 563	—	34	—	92	—	57	—	151	2	823	6	875	6	531	6	386
東京都区部	93	22 894	—	266	2	833	—	295	1	733	24	6 711	29	8 250	37	5 806	33	4 384
川崎市	12	3 247	—	45	—	121	—	48	—	150	4	993	6	1 190	2	700	2	500
横浜市	40	8 321	—	113	2	302	—	139	—	366	8	2 386	9	3 213	21	1 802	18	1 259
相模原市	10	2 090	—	33	—	78	—	59	2	152	3	588	2	745	3	435	3	310
新潟市	12	1 361	—	7	—	36	—	24	—	67	2	447	3	470	7	310	6	228
静岡市	19	3 954	—	46	—	127	—	78	—	199	2	1 235	3	1 376	14	893	13	673
浜松市	13	6 064	—	105	1	182	—	172	—	383	3	2 089	1	1 946	8	1 187	8	849
名古屋市	35	10 041	1	97	—	312	—	180	—	470	3	3 654	9	3 541	22	1 787	21	1 229
京都市	21	2 533	—	25	—	68	—	30	2	141	2	824	7	853	10	592	8	435
大阪市	43	8 722	1	93	—	186	—	101	1	332	6	3 355	8	3 083	27	1 572	21	1 101
堺市	16	2 873	—	33	—	97	—	56	—	193	3	911	5	999	8	584	7	420
神戸市	24	5 126	—	77	—	166	—	62	2	225	7	1 655	5	1 782	10	1 159	10	814
岡山市	20	2 519	1	8	—	66	—	71	—	144	4	871	6	849	9	510	9	385
広島市	19	2 230	—	30	—	66	—	51	1	139	5	742	4	770	9	432	8	315
北九州市	17	4 520	—	93	—	173	—	80	1	217	1	1 521	5	1 524	10	912	9	690
福岡市	15	6 683	1	108	1	231	—	115	—	330	2	2 603	2	2 270	9	1 026	8	704
熊本市	18	1 746	—	12	—	55	—	39	—	119	4	654	4	553	10	314	9	208

XVII 警察・司法及び消防

7. 年齢別交通事故死傷者数

都市	資料元	脚注
札幌市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
仙台市	道府県警察本部	
さいたま市	道府県警察本部	
千葉市	道府県警察本部	
東京都	警視庁	
川崎市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
横浜市	道府県警察本部	
相模原市	道府県警察本部	
新潟市	道府県警察本部	市域内における数値である。自動車専用道路上の事故を除く。
静岡市	道府県警察本部	総数には年齢不明分を含む。
浜松市	道府県警察本部	
名古屋市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路上の事故を含む。
京都市	道府県警察本部	市域内における数値である。
大阪市	道府県警察本部	
堺市	道府県警察本部	
神戸市	道府県警察本部	高速道路上の事故を含む。
岡山市	道府県警察本部	
広島市	道府県警察本部	市域内における数値である。高速道路とは、高速道路交通警察隊が管轄する道路をいう。
北九州市	道府県警察本部	
福岡市	道府県警察本部	
熊本市	道府県警察本部	市域内における数値である。

XVII 警察・司法及び消防

8. 民事・行政事件取扱件数

令和6年

都市	訴訟事件			調停事件			その他の事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
札幌市	15 884	15 022	5 548	676	694	181	19 110	18 500	5 663
仙台市	5 084	4 930	2 163	495	468	150	11 739	11 631	4 263
さいたま市	9 044	8 902	3 770	310	312	101	17 835	17 356	5 894
千葉市	6 320	6 136	2 766	379	368	148	18 560	17 912	5 422
東京都区部	244 361	238 485	78 695	4 960	4 894	1 609	264 130	261 131	31 075
川崎市	2 505	2 484	1 114	163	128	79	7 427	7 248	2 258
横浜市	21 799	20 337	8 567	609	592	246	25 439	24 311	9 382
相模原市	1 505	1 469	643	95	103	23	4 688	4 683	1 291
新潟市	1 273	1 275	763	141	134	56	3 546	3 640	1 197
静岡市	7 951	8 579	3 304	258	241	89	5 619	5 444	1 779
浜松市	1 570	1 423	973	197	187	70	5 133	5 090	1 981
名古屋市	17 445	16 439	7 157	1 250	1 236	257	23 638	22 978	6 897
京都市	9 119	9 376	3 710	466	454	184	11 648	11 557	3 327
大阪市	52 953	52 986	17 727	2 240	2 213	617	44 678	43 341	14 154
堺市	2 426	2 334	1 198	227	212	51	7 208	7 041	2 284
神戸市	4 088	4 242	2 135	424	404	150	11 246	10 871	3 074
岡山市	2 789	2 627	1 592	242	237	83	7 642	7 413	2 615
広島市	5 109	4 964	2 328	290	295	68	10 106	9 504	3 280
北九州市	2 587	2 626	1 334	396	378	77	7 086	7 036	2 137
福岡市	33 945	32 131	10 909	900	881	168	18 275	18 037	5 342
熊本市	2 615	2 639	1 317	301	319	54	6 537	6 359	2 315

XVII 警察・司法及び消防

8. 民事・行政事件取扱件数

各市数値の対象となっている地域についてはシート『対象地域について』を参照

都市	資料元	脚注
札幌市	地方裁判所	
仙台市	地方裁判所	
さいたま市	地方裁判所	
千葉市	地方裁判所	
東京都	地方裁判所	「訴訟事件」とは、通常第一審訴訟、行政第一審訴訟、手形・小切手訴訟、少額訴訟、少額訴訟判決異議、控訴、再審及び行政再審事件をいう。
川崎市	地方裁判所	
横浜市	地方裁判所	速報値である。
相模原市	地方裁判所	
新潟市	地方裁判所	
静岡市	地方裁判所	
浜松市	地方裁判所	「訴訟事件」とは、通常第一審訴訟、行政第一審訴訟、手形・小切手訴訟、少額訴訟、少額訴訟判決異議、控訴、再審及び行政再審事件をいう。
名古屋市	地方裁判所	概数である。
京都市	地方裁判所	
大阪市	地方裁判所	
堺市	地方裁判所	
神戸市	地方裁判所	速報値である。
岡山市	地方裁判所	
広島市	地方裁判所	
北九州市	地方裁判所	
福岡市	地方裁判所	
熊本市	地方裁判所	

XVII 警察・司法及び消防

9. 刑事事件取扱人員

令和6年

都市	訴訟事件			略式事件			その他の事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
札幌市	1 265	1 252	397	3 367	3 391	42	12 277	12 279	13
仙台市	982	939	415	1 934	1 919	79	8 058	8 140	9
さいたま市	2 309	1 751	1 188	2 538	2 549	47	21 188	21 188	20
千葉市	2 341	2 465	811	3 449	3 507	111	18 661	18 707	33
東京都区部	9 487	9 206	4 086	10 336	10 375	84	80 192	80 184	165
川崎市	509	485	164	774	774	—	4 281	4 279	4
横浜市	2 262	2 131	1 007	5 456	5 456	—	19 016	19 015	83
相模原市	309	289	69	544	566	—	2 609	2 610	—
新潟市	479	462	166	972	940	58	4 368	4 364	1
静岡市	598	589	274	945	950	43	6 007	6 002	10
浜松市	516	482	200	1 057	1 037	59	5 631	5 630	5
名古屋市	2 875	2 868	1 153	3 857	3 886	24	32 351	32 339	44
京都市	1 591	1 553	590	995	981	40	9 452	9 471	11
大阪市	5 788	5 694	2 858	8 790	8 791	—	34 299	34 258	112
堺市	891	961	274	1 310	1 310	—	6 016	6 012	17
神戸市	1 379	1 253	588	3 285	3 278	34	15 491	15 502	19
岡山市	829	794	340	1 637	1 651	43	6 344	6 345	8
広島市	1 067	1 079	354	1 608	1 617	25	9 073	9 069	12
北九州市	791	747	258	1 229	1 239	34	6 939	6 938	4
福岡市	1 586	1 492	583	2 228	2 252	22	17 131	17 124	23
熊本市	747	783	346	1 297	1 311	1	5 752	5 830	12

XVII 警察・司法及び消防

9. 刑事事件取扱人員

各市数値の対象となっている地域についてはシート『対象地域について』を参照

都市	資料元	脚注
札幌市	地方裁判所	
仙台市	地方裁判所	
さいたま市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
千葉市	地方裁判所	
東京都	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
川崎市	地方裁判所	
横浜市	地方裁判所	速報値である。
相模原市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
新潟市	地方裁判所	
静岡市	地方裁判所	
浜松市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
名古屋市	地方裁判所	延べ人員であり概数である。「訴訟事件」とは、通常第一審事件及び再審事件をいう。
京都市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
大阪市	地方裁判所	
堺市	地方裁判所	
神戸市	地方裁判所	速報値である。
岡山市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
広島市	地方裁判所	「訴訟事件」の範囲は、通常第一審及び再審の各事件である。
北九州市	地方裁判所	
福岡市	地方裁判所	
熊本市	地方裁判所	

XVII 警察・司法及び消防

10. 家事事件取扱件数

令和6年

都市	審判					調停				
	受理			既済	未済	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受			総数	旧受	新受		
札幌市	19 262	1 140	18 122	18 228	1 034	4 274	1 483	2 791	2 845	1 429
仙台市	10 486	773	9 713	9 683	803	2 571	908	1 663	1 580	991
さいたま市	21 281	1 905	19 376	19 660	1 621	4 841	1 846	2 995	2 737	2 104
千葉市	15 828	1 637	14 191	14 095	1 733	2 755	1 046	1 709	1 808	947
東京都区部	80 071	7 169	72 902	72 472	7 599	18 570	8 093	10 477	11 658	6 912
川崎市	12 865	792	12 073	11 888	977	2 097	788	1 309	1 259	838
横浜市	44 807	3 489	41 318	41 780	3 027	8 130	3 034	5 096	5 271	2 859
相模原市	9 085	630	8 455	8 475	610	1 225	442	783	804	421
新潟市	10 369	500	9 869	9 892	477	1 065	351	714	738	327
静岡市	7 563	342	7 221	7 115	448	1 172	374	798	759	413
浜松市	10 309	507	9 802	9 677	632	1 697	586	1 111	1 031	666
名古屋市	25 025	1 662	23 363	23 522	1 503	6 393	2 236	4 157	4 159	2 234
京都市	22 783	1 193	21 590	21 403	1 380	3 730	1 362	2 368	2 254	1 476
大阪市	62 234	4 009	58 225	58 254	3 980	10 576	3 910	6 666	6 746	3 830
堺市	15 682	1 101	14 581	14 520	1 162	2 361	865	1 496	1 451	910
神戸市	16 753	1 513	15 240	15 239	1 514	2 762	1 004	1 758	1 749	1 013
岡山市	11 553	498	11 055	10 998	555	1 686	549	1 137	1 135	551
広島市	14 444	821	13 623	13 390	1 054	2 960	1 002	1 958	1 921	1 039
北九州市	9 889	505	9 384	9 308	581	1 734	613	1 121	1 070	664
福岡市	20 315	1 136	19 179	19 140	1 175	4 873	1 700	3 173	2 912	1 961
熊本市	8 915	415	8 500	8 524	391	2 100	587	1 513	1 593	507

## XVII 警察・司法及び消防

## 10. 家事事件取扱件数

各市数値の対象となっている地域についてはシート『対象地域について』を参照

都市	資料元	脚注
札幌市	家庭裁判所	
仙台市	家庭裁判所	
さいたま市	家庭裁判所	
千葉市	家庭裁判所	
東京都	家庭裁判所	
川崎市	家庭裁判所	
横浜市	家庭裁判所	速報値である。
相模原市	家庭裁判所	
新潟市	家庭裁判所	
静岡市	家庭裁判所	
浜松市	家庭裁判所	
名古屋市	家庭裁判所	
京都市	家庭裁判所	
大阪市	家庭裁判所	
堺市	家庭裁判所	
神戸市	家庭裁判所	
岡山市	家庭裁判所	
広島市	家庭裁判所	
北九州市	家庭裁判所	
福岡市	家庭裁判所	
熊本市	家庭裁判所	熊本家庭裁判所本庁が取り扱った数値を計上している。

XVII 警察・司法及び消防

11. 少年保護事件取扱人員

令和6年

都市	受理			既済								未済
	総数	旧受	新受	総数	検察官へ送致	保護処分	知事又は児童相談所へ送致	不処分	審判不開始	他の家庭裁判所へ移送・回付	従たる事件	
札幌市	1 130	164	966	943	47	179	2	106	508	23	78	187
仙台市	638	109	529	512	40	134	1	55	209	38	35	126
さいたま市	2 283	386	1 897	1 862	83	526	8	294	585	173	193	421
千葉市	1 658	256	1 402	1 402	60	383	—	189	522	115	133	256
東京都区部	3 685	408	3 277	3 290	190	560	9	568	1 221	497	245	395
川崎市	639	119	520	557	25	153	1	88	181	31	78	82
横浜市	2 193	259	1 934	1 872	79	390	8	288	825	161	121	321
相模原市	521	86	435	436	19	122	—	46	168	59	22	85
新潟市	346	46	300	292	7	46	—	58	136	25	20	54
静岡市	659	104	555	589	10	70	1	156	259	68	25	70
浜松市	796	93	703	725	10	111	—	66	466	63	9	71
名古屋市	3 240	390	2 850	2 733	146	235	6	226	1 407	247	466	507
京都市	1 805	210	1 595	1 643	58	308	11	159	901	121	85	162
大阪市	4 913	691	4 222	4 289	299	973	17	638	1 402	597	363	624
堺市	2 223	475	1 748	1 883	103	566	1	326	595	142	150	340
神戸市	1 987	197	1 790	1 656	101	357	4	126	613	304	151	331
岡山市	937	141	796	743	21	229	—	205	214	59	15	194
広島市	921	119	802	761	22	160	—	113	267	85	114	160
北九州市	987	205	782	863	43	165	1	153	380	30	91	124
福岡市	1 310	207	1 103	1 071	21	211	3	195	469	64	108	239
熊本市	901	268	633	587	71	82	—	124	212	27	71	314

## XVII 警察・司法及び消防

## 11. 少年保護事件取扱人員

各市数値の対象となっている地域についてはシート『対象地域について』を参照

都市	資料元	脚注
札幌市	家庭裁判所	
仙台市	家庭裁判所	
さいたま市	家庭裁判所	
千葉市	家庭裁判所	
東京都	家庭裁判所	一般保護事件と道路交通保護事件についての数である。
川崎市	家庭裁判所	
横浜市	家庭裁判所	速報値である。
相模原市	家庭裁判所	
新潟市	家庭裁判所	
静岡市	家庭裁判所	
浜松市	家庭裁判所	
名古屋市	家庭裁判所	
京都市	家庭裁判所	「既済」の「従たる事件」は、「その他」と読み替える。
大阪市	家庭裁判所	
堺市	家庭裁判所	
神戸市	家庭裁判所	
岡山市	家庭裁判所	道路交通保護事件を除く。
広島市	家庭裁判所	
北九州市	家庭裁判所	
福岡市	家庭裁判所	道路交通保護事件を除く。
熊本市	家庭裁判所	熊本家庭裁判所本庁が取り扱った数値を計上している。

ⅩⅦ 警察・司法及び消防

12. 消防施設等及び火災状況

(1) 消防施設数

(1) 「出張所数」には、分署、駐在所、分遣所を含む。(2) 救急車とは、高規格救急車である。

令和6年末

都市	消防署数	出張所数	機動設備																	消火栓			
			消防車														ヘリコプター	その他の車	救急車		消防船艇		
			総数	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	屈折はしご車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	屈折放水塔車	高圧車	排煙車	救助工作車	その他の消防車					総数	消防艇	その他の船
札幌市	10	41	131	1	57	3	7	4	—	—	—	—	—	—	10	49	1	40	48	—	—	—	17 784
仙台市	6	20	175	20	27	6	6	—	1	1	2	—	—	1	9	102	2	24	41	—	—	—	15 230
さいたま市	10	16	140	17	37	4	7	3	—	—	—	—	—	1	12	59	—	28	42	—	—	—	12 262
千葉市	6	19	118	25	29	3	4	1	1	1	1	—	—	1	5	47	2	33	34	1	1	—	12 998
東京都区部	58	156	1 067	282	206	31	60	3	5	—	1	3	—	1	23	452	7	134	274	9	9	—	88 608
川崎市	8	28	121	41	11	5	8	—	2	1	1	—	—	1	9	42	2	41	39	17	2	15	23 800
横浜市	18	78	277	7	115	13	21	—	1	1	3	—	—	2	26	88	2	143	117	3	2	1	54 740
相模原市	4	17	70	16	8	3	4	1	—	—	—	—	—	—	5	33	—	48	26	—	—	—	7 823
新潟市	8	25	108	27	18	6	5	1	1	1	1	—	—	—	9	39	—	35	33	1	1	—	16 397
静岡市	9	24	130	11	30	10	5	1	1	1	1	—	—	—	9	61	1	21	35	—	—	—	12 220
浜松市	7	18	79	18	22	2	3	3	—	—	—	—	—	—	10	21	1	32	30	—	—	—	13 233
名古屋市	16	49	222	—	106	4	22	—	—	2	1	—	—	4	20	63	2	111	66	85	2	83	42 377
京都市	11	36	193	33	36	4	9	5	—	—	—	—	—	1	11	94	2	41	51	—	—	—	26 012
大阪市	25	64	330	—	152	5	27	—	1	1	3	—	—	—	14	127	2	54	104	4	2	2	32 162
堺市	9	12	123	24	20	—	5	1	8	1	1	—	—	1	5	57	—	58	36	1	1	—	19 299
神戸市	10	20	136	38	25	12	10	2	—	1	1	—	—	—	6	41	2	68	43	2	2	—	29 696
岡山市	5	13	77	23	6	2	2	2	—	—	1	—	—	—	5	36	1	8	27	—	—	—	14 968
広島市	8	32	146	32	40	1	11	—	2	—	—	—	—	—	9	51	1	41	50	2	1	1	27 699
北九州市	7	18	119	27	19	4	7	1	1	1	1	—	—	—	7	51	1	56	29	1	1	—	22 802
福岡市	7	23	117	—	33	1	7	—	1	2	2	—	—	—	10	61	2	72	42	1	1	—	20 303
熊本市	6	17	93	15	11	1	5	—	—	—	—	—	—	—	6	55	—	15	31	—	—	—	18 655

## XVII 警察・司法及び消防

## 12. 消防施設等及び火災状況

## (1) 消防施設数

都市	資料元	脚注
札幌市	消防局	
仙台市	消防局	令和7年4月1日現在の数値である。
さいたま市	消防局	「機動設備」及び「消火栓」（公設のみ）は令和7年4月1日現在の数値である。
千葉市	消防局	普通ポンプ車、水槽付ポンプ車及び救急車には非常用車両を含む。
東京都	東京消防庁	消防車両等の台数にあっては無償使用は含まない。「ヘリコプター」は東京都全体の数値である。「消火栓」は令和6年度末現在の数値である。
川崎市	消防局	「その他の消防車」はその他の緊急車両のことである。「消火栓」は令和6年度末現在の数値である。
横浜市	消防局	「出張所数」には、防災センター、ヘリポートを含まない。
相模原市	消防局	消防団の車両は除く。令和7年4月1日現在の数値である。
新潟市	消防局	
静岡市	消防局	消防署所数及び機動設備数については、受託市町を含む数値である。消火栓数については、静岡市のみの数値である。車両台数については年度末の数値とする。
浜松市	消防局	
名古屋市	消防局	
京都市	消防局	令和7年4月1日現在の数値である。
大阪市	消防局	
堺市	消防局	高石市及び大阪狭山市を含む。
神戸市	消防局	令和7年4月1日現在の数値である。「消火栓」は公設のみの数値である。
岡山市	消防局	各項目は受託町を含まない数値である。「消火栓」は、令和7年4月1日現在の岡山市の公設（小口径除く）のみの数値である。
広島市	消防局	「消火栓」を除く各項目は受託市町を含む数値である。
北九州市	消防局	令和7年4月1日現在の数値である。「その他の消防車」はその他の緊急車両のことである。
福岡市	消防局	
熊本市	消防局	令和7年4月1日現在の数値である。「消火栓」（公設のみ）を除く各項目は、受託町村（益城町及び西原村）を含む数値である。

ⅩⅦ 警察・司法及び消防

12. 消防施設等及び火災状況

(2) 火災状況

- (1) 本表は、「火災報告取扱要領」に基づく数値である。  
 (2) 「損害額」は時価見積額である。  
 (3) 「出火率」とは、令和6年10月1日現在の人口1万人当たりの出火件数である。

令和6年

都市	火災件数				出火率	焼損棟数	り災世帯数			焼損面積			死傷者		損害額（千円）			
	総数	建物	林野	船舶車両 その他			全損	半損	小損	建物		林野 (a)	死者	傷者	総額	建物 (収容物 を含む)	林野	船舶車両 その他
										床面積 (延㎡)	表面積 (㎡)							
札幌市	420	308	—	112	2.1	336	9	15	213	4 449	1 402	0	19	86	517 370	496 353	—	21 017
仙台市	247	158	1	88	2.3	217	15	4	133	2 177	587	29	9	50	228 072	196 345	—	31 727
さいたま市	354	219	—	135	2.6	289	33	9	177	3 844	981	—	18	46	334 765	310 030	—	24 735
千葉市	259	155	5	99	2.6	191	33	10	118	4 785	526	7	13	60	481 745	450 181	36	31 528
東京都区部	3 339	2 560	—	779	3.4	2 831	181	93	1 621	12 700	5 566	—	62	575	15 904 911	3 101 933	—	12 802 978
川崎市	398	282	—	116	2.6	345	42	9	225	4 236	1 200	—	14	72	348 194	327 724	—	20 470
横浜市	678	457	—	221	1.8	565	57	26	368	6 846	2 018	—	25	108	623 132	603 921	—	19 211
相模原市	153	93	2	58	2.1	128	12	3	73	3 062	111	6	4	32	313 869	295 293	—	18 576
新潟市	143	91	—	52	1.9	146	25	10	70	8 320	359	—	6	35	457 826	451 005	—	6 821
静岡市	171	109	1	61	2.0	139	31	5	87	4 317	279	30	6	23	560 934	423 400	—	137 534
浜松市	210	110	3	97	2.7	161	23	1	67	5 437	619	18	7	28	455 022	441 301	—	13 721
名古屋市	510	328	—	182	2.2	368	29	22	236	4 287	1 315	—	10	105	408 998	398 273	—	10 725
京都市	267	210	5	52	1.9	266	19	15	157	3 469	578	29	8	55	306 484	301 754	631	4 099
大阪市	721	576	—	145	2.6	649	61	44	564	5 193	2 439	—	26	162	596 987	558 779	—	38 208
堺市	212	156	1	55	2.3	196	14	4	120	2 499	1 022	1	11	36	266 968	251 313	15	15 640
神戸市	386	236	8	142	2.6	299	22	11	148	5 489	481	41	8	49	1 127 159	1 043 496	—	83 663
岡山市	187	109	8	70	2.6	156	21	7	69	7 127	242	55	9	29	1 119 117	1 105 463	—	13 654
広島市	260	166	4	90	2.1	240	24	12	124	3 173	878	34	15	47	312 260	304 303	0	7 129
北九州市	220	140	1	79	2.4	245	30	5	98	8 380	2 126	2	17	33	829 026	738 296	—	90 730
福岡市	279	187	—	92	1.7	234	13	9	145	1 616	869	—	8	52	148 460	141 145	—	7 315
熊本市	181	108	2	71	2.3	154	24	3	77	3 099	161	3	7	24	406 866	396 917	3	9 946

XVII 警察・司法及び消防

12. 消防施設等及び火災状況

(2) 火災状況

都市	資料元	脚注
札幌市	消防局	「出火率」は令和6年12月1日現在の住民基本台帳人口1万人当たりの出火件数である。
仙台市	消防局	
さいたま市	消防局	「出火率」は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口1万人当たりの出火件数である。
千葉市	消防局	
東京都	東京消防庁	「出火率」は令和7年1月1日現在の推計人口1万人当たりの出火件数である。「船舶車両その他」は治外法権及び管外からの延焼火災を含む数値である。
川崎市	消防局	
横浜市	消防局	
相模原市	消防局	
新潟市	消防局	「出火率」は令和6年1月1日現在の推計人口1万人当たりの出火件数である。
静岡市	消防局	各項目は受託市町を含む数値である。
浜松市	消防局	
名古屋市	消防局	「焼損棟数」には小火を含む。
京都市	消防局	
大阪市	消防局	
堺市	消防局	各項目は受託市を含む数値である。
神戸市	消防局	
岡山市	消防局	各項目は受託町を含む数値である。
広島市	消防局	各項目は受託市町を含む数値である。「出火率」は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口1万人当たりの出火件数である。総額には、爆発損害額を含めているため、内訳の合計と一致しない。
北九州市	消防局	
福岡市	消防局	
熊本市	消防局	各項目は、受託町村（益城町及び西原村）を含む数値である。

XVII 警察・司法及び消防

13. 救急活動状況

令和6年

都市	総数	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	その他
	出 動 件 数												
札幌市	114 908	458	2	4	3 471	634	381	20 043	331	1 562	76 623	8 172	3 227
仙台市	65 434	190	8	12	2 692	547	411	9 264	268	835	43 638	5 673	1 896
さいたま市	86 567	326	3	9	4 190	626	559	13 506	350	723	58 935	4 262	3 078
千葉市	69 429	317	1	21	3 389	507	404	10 220	397	619	47 052	5 685	817
東京都区部	681 604	2 802	12	397	29 902	4 596	3 803	124 748	4 636	5 143	462 370	32 778	10 417
川崎市	89 114	248	4	36	3 667	525	242	13 799	373	690	62 444	4 290	2 796
横浜市	256 481	781	4	76	9 345	1 260	1 342	47 011	1 024	1 401	180 499	12 051	1 687
相模原市	44 339	126	7	6	2 322	314	244	6 279	179	443	30 329	3 054	1 036
新潟市	46 469	118	11	32	1 852	444	228	6 582	111	418	30 838	4 389	1 446
静岡市	49 311	56	12	30	2 763	320	308	7 357	101	382	33 727	3 828	427
浜松市	44 201	146	2	22	2 287	453	273	6 469	87	352	29 671	4 000	439
名古屋市	160 212	338	—	32	6 954	950	636	22 682	581	1 564	113 957	10 089	2 429
京都市	104 999	390	4	19	6 398	573	449	17 615	369	741	72 972	4 693	776
大阪市	268 122	812	7	95	14 103	1 719	1 113	45 706	2 212	2 591	185 787	13 255	722
堺市	71 436	251	—	11	4 126	360	319	10 849	298	384	50 164	3 962	712
神戸市	99 275	210	—	21	4 244	562	490	17 750	358	824	65 051	6 956	2 809
岡山市	38 425	121	1	21	2 655	249	228	5 983	104	358	25 762	2 729	214
広島市	72 328	167	2	31	4 256	504	307	11 166	245	573	48 099	5 996	982
北九州市	64 863	136	33	41	2 280	343	348	10 573	196	453	44 792	4 484	1 184
福岡市	100 181	171	—	43	4 863	736	608	15 590	368	1 024	68 282	6 548	1 948
熊本市	46 580	117	—	11	2 523	321	359	7 702	137	464	31 105	3 072	769

XVII 警察・司法及び消防

13. 救急活動状況

令和6年

都市	総数	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	その他
				<b>搬</b>		<b>送</b>		<b>件</b>		<b>数</b>			
札幌市	98 457	89	2	—	2 997	611	371	18 186	253	1 193	66 670	8 028	57
仙台市	55 850	37	8	3	2 243	517	401	8 319	191	630	37 840	5 654	7
さいたま市	72 849	41	—	2	3 552	606	544	11 913	230	554	51 160	4 244	3
千葉市	58 197	59	1	10	2 891	493	392	8 878	241	380	39 100	5 660	92
東京都区部	578 156	418	10	168	25 423	4 479	3 713	109 663	3 325	3 678	394 908	32 371	—
川崎市	72 273	64	4	12	2 956	501	230	11 689	263	533	51 767	4 249	5
横浜市	206 805	102	4	18	7 446	1 191	1 258	40 225	648	886	143 023	11 959	45
相模原市	37 104	27	7	2	2 050	300	237	5 541	133	316	25 462	3 026	3
新潟市	41 922	33	11	6	1 687	434	219	6 253	87	315	28 525	4 342	10
静岡市	44 619	19	1	7	2 356	305	305	6 867	74	297	30 581	3 803	4
浜松市	38 249	21	1	4	1 917	419	256	5 709	60	249	25 621	3 963	29
名古屋市	142 060	95	—	10	6 037	925	621	20 867	405	1 166	101 629	10 034	271
京都市	90 350	75	4	7	5 683	553	438	15 674	274	543	62 411	4 663	25
大阪市	218 205	151	7	29	11 010	1 658	1 081	34 146	1 287	1 574	154 007	13 255	—
堺市	62 880	45	—	3	3 494	344	313	9 740	205	259	44 528	3 933	16
神戸市	84 306	37	—	6	3 467	531	473	15 310	241	574	56 724	6 928	15
岡山市	34 861	26	1	9	2 325	246	221	5 547	76	267	23 419	2 722	2
広島市	60 518	41	2	8	3 206	479	290	9 605	146	391	40 414	5 918	18
北九州市	57 993	26	33	16	2 025	339	343	9 712	149	311	40 556	4 463	20
福岡市	87 063	29	—	16	4 144	698	576	13 995	286	726	59 984	6 493	116
熊本市	40 527	19	—	2	2 091	314	344	7 027	93	329	27 251	3 054	3

XVII 警察・司法及び消防

13. 救急活動状況

令和6年

都市	総数	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	その他
				<b>搬</b>		<b>送</b>		<b>人</b>		<b>員</b>			
札幌市	98 865	96	2	—	3 258	615	372	18 208	258	1 195	66 770	8 034	57
仙台市	56 050	40	8	3	2 377	517	405	8 339	192	631	37 883	5 655	—
さいたま市	73 069	44	—	2	3 693	609	551	11 927	233	554	51 208	4 244	4
千葉市	58 464	57	—	8	2 988	484	422	9 289	253	385	38 790	5 662	126
東京都区部	580 129	455	10	174	26 444	4 491	3 728	110 011	3 402	3 682	395 354	32 378	—
川崎市	72 467	69	4	12	3 062	506	231	11 709	269	533	51 816	4 251	5
横浜市	207 471	107	4	21	7 799	1 194	1 262	40 299	656	888	143 228	11 965	48
相模原市	37 245	32	7	2	2 137	301	237	5 549	142	317	25 488	3 030	3
新潟市	42 086	35	12	6	1 806	435	220	6 265	88	315	28 548	4 343	13
静岡市	44 783	20	1	7	2 480	303	303	6 879	74	294	30 592	3 806	24
浜松市	38 403	22	1	4	2 015	423	260	5 745	59	249	25 621	3 963	41
名古屋市	142 184	99	—	10	6 254	922	622	21 144	417	1 165	101 497	10 044	10
京都市	89 986	68	4	7	5 498	552	437	15 614	272	542	62 306	4 661	25
大阪市	218 805	154	7	29	11 287	1 661	1 084	34 194	1 307	1 576	154 247	13 259	—
堺市	63 113	36	—	3	3 712	472	362	10 539	235	335	43 464	3 946	9
神戸市	84 564	39	—	6	3 621	531	475	15 337	245	575	56 786	6 929	20
岡山市	35 002	27	1	9	2 428	248	222	5 573	76	269	23 425	2 722	2
広島市	60 417	44	2	7	3 262	477	292	9 584	147	390	40 288	5 904	20
北九州市	58 178	30	33	16	2 138	339	344	9 737	150	311	40 588	4 468	24
福岡市	87 291	33	—	16	4 284	698	578	14 007	289	727	60 040	6 495	124
熊本市	40 652	21	—	2	2 168	314	344	7 040	95	329	27 280	3 056	3

XVII 警察・司法及び消防

13. 救急活動状況

都市	資料元	脚注
札幌市	消防局	
仙台市	消防局	
さいたま市	消防局	
千葉市	消防局	
東京都	東京消防庁	
川崎市	消防局	
横浜市	消防局	
相模原市	消防局	
新潟市	消防局	
静岡市	消防局	各項目は受託市町を含む数値である。
浜松市	消防局	
名古屋市	消防局	
京都市	消防局	
大阪市	消防局	
堺市	消防局	各項目は受託市を含む数値である。
神戸市	消防局	
岡山市	消防局	各項目は受託町を含む数値である。
広島市	消防局	各項目は受託市町を含む数値である。
北九州市	消防局	
福岡市	消防局	
熊本市	消防局	各項目は、受託町村（益城町及び西原村）を含む数値である。